〇国土交通省告示第七百八十六号

建 築 基 準 法 施 行 令 昭 和 + 五 年 政 令 第 百三十 八 号) 第 百二十 六 条 \mathcal{O} 六 第三 号 \mathcal{O} 規 定 に 基 一づき、

定 \mathcal{O} 規 模 以 上 \mathcal{O} 空 間 及 び 高 1 開 放 性 を 有 す る 通 路 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 部 分 \mathcal{O} 構 造 方 法 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8 る。

平成二十八年五月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

定 \mathcal{O} 規 模 以 上 \mathcal{O} 空 間 及 び 高 1 開 放 性 を 有 す る 通 路 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 部 分 \mathcal{O} 構 造 方 法 を 定 \Diamond る 件

第一 と 1 建 う。 築 基 準 は 法 施 吹 行 抜きとな 令 第 百 0 + て 六 条 ** \ る 部 \mathcal{O} 六 分で、 第三号に 避 難 規 上 定 及 す び る 消 火上 定 \mathcal{O} 支 規 障 模 が 以 な 上 7 \mathcal{O} ŧ 空 \mathcal{O} 間 とし 〇以 て次に 下 単 に 撂 空 げ 間 る

基準に適合するものとする。

で あること。 吹 抜 きとな 0 て 1 る 部 分 が 屋 根 ま で 達 す る か 又 は 当 該 部 分 \mathcal{O} 頂 部 が 直 接 外 気 に 開 放 L た t \mathcal{O}

吹抜きとなっ て ** \ る 部 分 \mathcal{O} 床 又 は 地 面 は、 直 径 匹 + メ 1 ル 以上の 円が 内 接 することの できる

ŧ

0)

で

あること。

次 に 掲 げ る 基 準 12 適 合 す る 通 路 12 通 ず る ŧ \mathcal{O} で あ ること。 た だ し、 避 難 上 及 び 消 火 上 支 障 が な

い場合にあっては、この限りでない。

1 幅 員 及 び 天 井 ま での 高 さが 四 メ ŀ ル 以 上であること。

口 通 路 0) 壁 及 び 天 井 \mathcal{O} 室 内 に 面する 部 分 \mathcal{O} 仕 上 げ が 準 不 燃材料 でされたも のであること。

道 都 市 計 画 区 域 又 は 準 都 市 計 画 区 域 内 に お 7 て は 建築 基 準 法 昭 和 + 五 年 法 律第 二百百

通路その他の空地に通ずること。

号)

第 四

+

条

に

規定す

んる道

路

を

7

う。

以

下

同

U.

又

は

道

に

通

ず

る

幅

員

兀

メ

1

ル

以

上

 \mathcal{O}

第二 建築基準 法 施 行 令第百二十六条の六第三号に規定する 高 V > 開 放 性を有する 通 路そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 部 分 0

構 造方 法 は、 次 に 撂 げ る 基 準 に 適 合す Ś 構 造 観 覧 場 0) 用 途 に 供 す る ŧ 0 に 設 け た ŧ \mathcal{O} に 限 る。

とする。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 空間との間に壁を有しないこと。

口 空 間 か 5 開 放 L 又 は 破 壊 して進入できる構 造であること。

空 間 に 長 さ四 + メ] 1 ル 以 下 \mathcal{O} 間 隔 で 設 け た ŧ ので あること。

三 空間の高さ三十一メートル以下の部分にあること。

附則

Lの告示は、平成二十八年六月一日から施行する。